

KINKIDAIGAKU HŌGAKU

THE LAW REVIEW OF KINKI UNIVERSITY

June 2013

Vd . 61

No . 1

Contents

Articles

The Policies and Political Styles of Long-Serving Mayors Akira Tsuji (1)

Environmental Judicial Review and the Aarhus Convention
..... Akitomo Hayashi (37)

Attribution of Apparent Agency in Japanese Civil Code §110
..... Yusuke Nishiuchi (103)

The Application of Article 103 of the UN Charter to the
Authorization by the UN Security Council Akira Kato (147)

Note

Child Care at/after Dissolution of Marriage Tomiyuki Ogawa (183)

Translations

Zur Verfassungsmäßigkeit der Verständigung im deutschen Strafprozess
—— BVerfG, Urt. v. 19.3.2013 — 2 BvR 2628/10,
2 BvR 2883/10, 2 BvR 2155/11 ——
..... Katsuyoshi Kato und Norio Tsujimoto (201)

Material

Straftaten und Strafverfolgung im Internet
—— 69. Deutscher Juristentag 2012 München ——
..... Katsuyoshi Kato und Norio Tsujimoto (275)

Guidelines for Manuscript Submission to the Law Review of Kinki University

THE LAW SOCIETY
OF
KINKI UNIVERSITY



近畿大学

OSAKA JAPAN

ISSN 0916-4537

近畿大学 法学

第61巻 第1号

論 説

多選首長の政策と政治手法 辻 陽 (1)

イギリスにおける環境公益訴訟とオーフス条約 林 晃 大 (37)

民法110条の表見代理における帰責性
——現在の民法(債権関係)改正に対する批判的考察——
..... 西 内 祐 介 (103)

国連安保理による「授権」に対する国連憲章第103条の適用
——アル・ジェッダ事件を契機として—— 加 藤 陽 (147)

研究ノート

婚姻解消と子どもの問題について 小 川 富 之 (183)

翻 訳

ドイツ刑事訴訟における判決合意手続の合憲性
——連邦憲法裁判所第2小法廷2013年3月19日判決——
..... (訳) 加藤克佳・辻本典央 (201)

資料紹介

インターネットにおける犯罪と刑事訴追
——2012年第69回ドイツ法曹大会刑事法部会(ミュンヘン)——
..... (訳) 加藤克佳・辻本典央 (275)

近畿大学法学投稿規程

近畿大学法学会

(通巻第167号)

近
畿
大
学
法
学
会

近
畿
大
学
法
学

第
六
十
一
卷
第
一
号

二
〇
一
三
年
六
月

第60巻 第2号(通巻第165号) 目次

論 説

橋下大阪都構想の狙い……………上 崎 哉

英米の表見代理理論の比較(2・完)
—表見代理の理論的基礎をめぐる近時の議論を中心に—
……………西 内 祐 介

国選弁護の現在……………(訳) 加藤克佳・辻本典央

未決勾留の改革
—チャンスは潰えたか?—……………(訳) 加藤克佳・辻本典央

第60巻 第3・4号(通巻第166号) 目次

論 説

業務関連訴訟についての国際裁判管轄
—事業活動地管轄における事業者の意義を中心に—
……………田 中 美 穂

ドイツの判決合意手続に対する外在的評価
……………辻 本 典 央

ドイツにおける行政執行と「公益」に関する予備的考察
—代執行の迅速な費用徴収可能性—
……………重 本 達 哉

判 例 研 究

神戸市外郭団体第2次訴訟
—最高裁第二小法廷判決平成24年4月20日
(民集66巻6号2583頁)—
……………村 中 洋 介

平成24年度 法学部秋季学術講演会

ドイツの文化と法律学—ドイツ留学記—……………辻 本 典 央

法学部FD研修報告

ドイツの Kinderuni に参加して……………辻 本 典 央

執 筆 者 紹 介(掲載順)

辻 陽(政策法学科准教授)

林 晃大(法律学科准教授)

西内祐介(法律学科専任講師)

加藤 陽(法律学科特任講師)

小川富之(法律学科教授)

辻本典央(法律学科准教授)

加藤克佳(名城大学法学部教授)

編 集 委 員

委員長 稲 元 格
委員 野 口 夕 子
委員 堀 口 良 一
委員 松 尾 陽 隆
委員 柳 内

2013年6月25日印刷

2013年6月30日発行

編集人 近畿大学法学会

印刷所 近畿大学 管理部用度課
(出版印刷)

近畿大学法学部内

発行所 近畿大学法学会
東大阪市小若江3丁目4-1
電話(06)4307-3041
郵便番号 577-8502

近畿大学法学投稿規程

- 第1条 近畿大学法学は、近畿大学法学部および法学研究科における研究または教育の成果を発表する研究紀要である。
- 第2条 近畿大学法学は年4回発行する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 第3条 投稿原稿は、未発表のものに限る。ただし、口頭発表の原稿は、この限りでない。
- 第4条 投稿原稿の種別は、論説、研究ノート、判例研究・事例研究、翻訳、書評、資料およびその他図書委員会が適当と認めたものとする。
- 第5条 投稿原稿の掲載の可否は、図書委員会が決定する。
- 第6条 近畿大学法学に投稿できる者は、以下の各号に掲げる者とする。
- 1 本学法学部または本学大学院法学研究科の授業を担当する教員。
 - 2 本学大学院法学研究科博士後期課程に在籍する者。ただし、指導教員の推薦および全体会議の承認を必要とする。
 - 3 図書委員会が妥当であると判断し、全体会議で承認された者。
- 第7条 近畿大学法学に掲載される原稿の著作権は、著作者に帰属する。ただし、著作者は、当該原稿に係る複製権、公衆送信権および譲渡権の許諾を近畿大学法学会に与えるものとする。また、著作者は、近畿大学法学会が当該原稿の電子化・公開を委託する機関に対して、公衆送信権および複製権の許諾を与えるものとする。
- 第8条 近畿大学法学の編集は、図書委員会が担当する。編集に関わる事項については、上記投稿規定を踏まえ、図書委員会が別に定める。

附則 本規程は、2013年4月1日から施行する。

投稿・編集に関する問い合わせ先：editor@jus.kindai.ac.jp（図書委員会編集担当者宛て）